

令和8年3月
警察庁
共管各省庁

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」
に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和7年12月5日から令和8年1月3日までの間、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集を行った結果、88件の御意見を頂きました。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が公布されるに当たり、頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁（金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和8年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）

2 命令等の案を公示した日

令和7年12月5日

3 頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方

頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の命令案の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 88件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	85件
電子メール	3件
郵送	0件

〈 凡 例 〉

- 法 : 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）をいう。
- 非居住外国人等 : 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者をいう。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」
に対する御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方について

1 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」
関係

(1) 自然人である顧客等の本人特定事項の確認方法について

標記の件については、

- ICチップ情報の読み取りを義務化することは、取引の安全性を確保する上で非常に重要である

といった賛成の御意見があった一方で、

- ① ICチップ情報の読み取りに関し、顧客等が当該読み取りを拒否したり、特定事業者が用いる読み取りのための機器に不具合等が生じたりして、これを実施することができない場合には、追加の本人確認書類の提示や取引関係文書の転送不要郵便物等としての送付等の補完措置により、本人確認を行えるようにしてほしい
- ② 顧客等がマイナンバーカード等のICチップ付きの写真付き本人確認書類を保有していない場合があることを踏まえ、本人確認書類の提示のみで本人確認が完結する方法を残してほしい

といった御意見がありました。

①については、追加の本人確認書類の提示による補完措置を認めた場合には、ICチップ情報の読み取りを拒否しつつ偽変造された追加の本人確認書類を用いて他人になりすます事案が発生することが想定されることから、こうした補完措置を認めることは適当ではないと考えています。また、ICチップ情報の読み取りは、民間事業者が提供している読み取り用のスマートフォンのアプリを活用するなどして簡便に行うことが可能なものである上に、仮にスマートフォンの故障等によりICチップ情報を読み取れないような例外的な事態が生じた場合にも、住民票の写しの提示を受けた上で取引関係文書を転送不要郵便物等として送付する方法等の別の本人確認方法を用いて確認を行うことは可能です。さらに、顧客等がICチップ情報の読み取りを拒否する場合には、当該顧客等がICチップが組み込まれた写真付き本人確認書類を偽変造している可能性があることにも配慮しつつ、別の本人確認方法を用いて確認を受けるよう促すなどして適切に対応することが適当と考えています。したがって、これらの理由により、原案のとおりとすることとします。

②については、顧客等がマイナンバーカード等のICチップが組み込まれた写真付き本人確認書類を保有していない場合があり得ることを踏まえ、当該顧客等が対面での取引に際して本人特定事項の確認を受けることを可能とする観点から、住民票の写しの提示を受けた上で取引関係文書を転送不要郵便物等として送付する方法等の補完的な方法を設けています。こうした補完的な方法においては、ICチップ情報の読み取りと同水準の信頼性を確保する観点からの補完措置が必要であることを踏まえて、原案のとおり、取引関係文書の転送不要郵便物等としての送付を必須とすることとします。

(2) 非居住外国人等の本人特定事項の確認方法について

標記の件については、

- 非居住外国人等に対しては、ＩＣチップ情報の読み取りも取引関係文書の送付も行われないことから、不正行為の温床になりかねない。ＩＣチップ付きの旅券を所持している場合には非居住外国人等であってもＩＣチップ情報の読み取りを必須とすべきである。また、ＩＣチップ情報の読み取りができない場合には、日本入国時の証印の確認を徹底するなどして、不正行為が行われないように最大限配慮すべきである。

といった御意見がありました。

旅券の仕様については国際的に統一されておらず、特定事業者において外国旅券に組み込まれたＩＣチップ情報の読み取りを必須とすることは困難であることから、顧客等が非居住外国人等であることを確認することを前提に、原案のとおり、写真付き本人確認書類を提示させることとします。

非居住外国人等であることは、旅券の証印等で確認することとなるところ、本改正後も法の趣旨を踏まえた適切な運用がなされるよう、関係省庁と連携しながら、金融機関をはじめとする特定事業者に対し、本改正の内容について周知を図ってまいります。

(3) 代表者等の本人特定事項の確認方法について

標記の件については、

- 法人顧客の代表者等の本人確認はＩＣチップ情報の読み取りを必須としないでほしい。

といった御意見がありました。

法人の代表者等であっても本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクが低いとはいえないことから、原案のとおり、代表者等の本人確認書類に組み込まれたＩＣチップ情報の読み取りを必須とすることとします。

(4) 確認記録について

標記の件については、

- 後日検証可能とするため、読み取ったＩＣチップ情報や証跡を確認記録として保存すべきである。

といった御意見がありました。

本人確認書類に組み込まれたＩＣチップには券面に記載された本人特定事項が記録されているところ、現行と同様に本人確認書類の提示を受けた日付及び時刻、確認を行った顧客等の本人特定事項等を確認記録として保存することで一定の追跡可能性が担保されることから、これら以外に読み取ったＩＣチップ情報や証跡の記録は求めないこととします。

(5) 施行期日について

標記の件については、

- 現下の犯罪情勢を踏まえ、施行を前倒しにすべきではないか。
- 機器の整備や内部規定の整備等には相応の準備期間が必要であり、施行を後ろ倒しにしてほしい。

といった御意見がありました。

近年のマネー・ローンダリング等の犯罪情勢を踏まえると、可能な限り早期に対応する必要がある一方、特定事業者においては改正に対応するための機器

の調達、部内の規定やマニュアルの整備等の準備が必要であることから、施行期日については、原案のとおり、公布から一定期間が経過した令和9年4月1日とすることとします。

2 その他

本改正に対する直接の御意見ではありませんが、

- 改正後の本人確認方法に係る広報に関する御意見
- 疑わしい取引の届出の促進に関する御意見

等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

なお、意見公募手続を実施した案に、所要の形式的修正を行いました。